平 成 ３ １ 年 度 監 査 実 施 要 綱

１　定期監査

区の財務に関する事務の執行及び区の事務の執行が適正・適切に行われているかについて、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査する。（地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定による監査）

定期監査は、出先事業所及び学校を対象に「定期監査（第１回）」として、各部局を対象に「定期監査（第２回）」として実施する。

(1)　実施日程

別紙「平成３１年度監査実施日程表」（以下「日程表」という。）のとおり実施する。

ただし、必要があるときは、予定を変更することがある。

(2)　監査対象

前回監査日以降処理した事務

(3)　実施の通知

実施についての日時等は、その都度通知する。

(4)　資料の提出

監査の実施に関し必要があるときは、資料の提出を求めることがある。

（地方自治法第１９９条第８項による資料提出）

２　決算、基金運用状況及び健全化判断比率の審査（決算総括審査）

決算については、計数の適正性を確認するとともに、予算の執行、資金運用及び財産管理の状況を審査する。（地方自治法第２３３条第２項による審査）

基金運用状況については、計数の適正性とともに、基金運用が適正かつ効率的に行われたかを審査する。（地方自治法第２４１条第５項の規定による審査）

健全化判断比率については、各比率が適正に算定されているかを審査する。（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定による審査）

(1)　実施日程

別紙「日程表」のとおり実施する。

(2)　審査の方法

証拠書類に基づいた計数確認等（書類審査）及び予算執行状況等各部課担当者からの事情聴取（総括審査）による。

(3)　資料の提出

監査の実施に関し必要があるときは、資料の提出を求めることがある。

（地方自治法第１９９条第８項による資料提出）

３　財政援助団体等監査

区が財政的援助を与えた団体の出納その他事務の執行が、その援助の目的に合致し、適正かつ効果的、効率的に行われたかを監査する。（地方自治法第１９９条第７項の規定による監査）

(1) 実施日程

別紙「日程表」のとおり実施する。

(2) 監査対象

ア　平成３０年度中に財政的援助を与えた団体の出納及びその他の事務執行のうち財政的援助にかかわるもの

イ　区が出資している団体の出納及びその他の事務にかかわるもの

ウ　指定管理者の管理業務その他の事務にかかわるもの

(3) 資料の提出

監査の実施に関し必要があるときは、資料の提出を求めることがある。（地方自治法第１９９条第８項の規定による資料提出）

4　例月出納検査

区の毎月の現金出納について、計数が正当であるかを検査する。（地方自治法第２３５条の２第１項の規定による検査）

(1) 実施日

毎月２２日とする。ただし、当日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、順次繰り上げる。

なお、監査委員が必要と認めるときは、他の日に変更することがある。

(2) 検査対象

実施日の前月中に会計管理者が取り扱った会計事務

5　行政監査（必要に応じて、特定のテーマについて実施するもの）

区の事務の執行について、特定の事務・事業に関するテーマを設定し、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査する。（地方自治法第１９９条第２項の規定による監査）

今年度の監査テーマを設定し定期監査（第２回）と同時に実施する。また、監査委員が必要と認めるときは、別途通知により実施する。

6　随時監査（工事監査等）（地方自治法第１９９条第１項及び第５項の規定による監査）

監査委員が必要と認めるときは、別途通知により実施する。

工事監査は、区が行う工事の経済的、効率的妥当性について、財務及び技術（技術士による調査を含む。）の両面から監査する。

平成31年度監査実施日程表

種別／月別	例月出納検査日数	定期監査			決算総括審査日数	財政援助団体等監査		監査委員監査日数	監査日数
		対象	監査委員監査日数	事務監査日数		監査委員監査日数	事務監査日数		
４月	1							1	1
５月	1	出張所・保育園・事業所	4	6				5	11
６月	1	小学校・中学校・幼稚園	5	6				6	12
７月	1					5	11	6	17
８月	1				4	1	2	6	8
９月	1							1	1
１０月	1	企画経営室 区民部 福祉保健部	4	7				5	12
１１月	1	地域力支援部 保健衛生担当 子ども・子育て支援部 区議会事務局	4	8				5	13
１２月	1	環境担当 立体化推進担当 選挙管理委員会事務局 教育委員会事務局	4	6				5	11
１月	1	産業観光部 都市計画部 危機管理担当 都市整備部	5	6				6	12
２月	1	総務部 会計管理室 監査委員事務局	4	4				5	9
３月	1							1	1
合計	12		30	43	4	6	13	52	108

※　定期監査の監査委員監査は、午前中に実施する予定です。
※　定期監査の事務監査の日程は、決まり次第順次通知します。
※　工事監査の監査委員監査は、決まり次第通知します。